

都市農業（市街化区域内農地）で活用できる農林水産省の施設整備等関連事業 [令和8年度予算]

事業名	事業の概要	メニュー等	主な助成要件	令和8年度 予算	備考 (事業実施区域等)
農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	都市農地や農的空間に係る周辺環境対策や防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備等を支援	農薬飛散防止、騒音低減、農作業体験のための附帯施設等の整備（ソフト事業必須）	対象者：市区町村、農業者、農業法人等の組織する団体等 交付率：定額 上限額：50万円～150万円 (メニューによって異なる)	70億円の 内数	事業実施区域は、生産緑地地区内又は市街化区域内で都市計画法や都市緑地法による市町村の基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地。
農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な、農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	農林水産物等の加工・販売施設等の整備(地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農用機械・生産施設の整備も支援対象)	対象者：農林漁業者の組織する団体、中小企業者 交付率：3/10以内等 上限額：原則1億円		以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画 ③都道府県又は市町村が策定する戦略
農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業(農福連携型))	障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援	障害者の雇用等を目的とする農林水産物生産施設(簡易な農地整備含む)、加工販売施設、附帯施設(休憩所、駐車場、給排水施設、安全設備等)の整備	対象者：農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、地域協議会(市町村を含むこと)、民間企業等 交付率：1/2以内等 上限額：1,000万円等 (メニューによって異なる)		障害者等を受け入れる施設の存する土地が、市街化区域内の場合、次のいずれかの土地を利用していること。 ①生産緑地地区内の農地 ②都市計画法や都市緑地法に基づく基本方針等において、保全の方針が示されている農地 ③農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等としての利用が認められている土地
強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	産地農業の中心的役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設の整備(産地競争力の強化)等を支援 また、国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援	集出荷貯蔵施設、加工・貯蔵施設等の整備	対象者：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 交付率：1/2以内等 上限額：20億円等 助成対象：農業用の産地基幹施設(原則として総事業費5,000万円以上であること)	120億円の 内数	事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区。 産地競争力の強化を目的とする取組で、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合は、市街化区域(生産緑地を除く)においても実施できる(耐用年数が10年以内のものに限る(耕種作物小規模土地基盤整備は除く))。
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援	共同利用施設の再編集約・合理化	対象者：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 補助率：1/2以内等 上限額：20億円等 助成対象：農業用の産地基幹施設(原則として総事業費5,000万円以上であること)	217億円の 内数	事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区。 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合は、市街化区域(生産緑地を除く)においても実施できる(耐用年数が10年以内のものに限る)。
農地耕作条件改善事業	意欲ある農業者の農業継続に向けた環境整備を図るための耕作条件の改善、高収益作物への転換、スマート農業の導入等に必要な取組等を支援	区画拡大、暗渠排水、農業用水排水施設、農作業道の整備等(ソフト事業と一体)	対象者：都道府県、市町村、土地改良区、農業者の組織する団体、農業法人など 交付率：1/2、定額等 その他要件：総事業費200万円以上、受益農業者が2者以上など	203億円の 内数	事業対象となる生産緑地地区内の農地は、 ①生産物を地元直売所等で販売、 ②市民農園など農業に親しむ場を提供、 ③防災協力農地の確保など防災機能を発揮のいずれかの取組を行う農地が受益地内にある必要。
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設のきめ細やかな長寿命化対策、機動的な防災減災事業対策等を支援	水利施設の補修、更新、管路化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、ため池の整備・廃止等	対象者：都道府県、市町村、土地改良区等 補助率：1/2、定額等 その他要件：総事業費200万円以上、受益農業者が2者以上など	272億円の 内数	事業対象となる生産緑地地区内での施設は、現況機能を維持するものであって、 ①生産物を地元直売所等で販売、 ②市民農園など農業に親しむ場を提供、 ③防災協力農地の確保など防災機能を発揮のいずれかの取組を行う農地が受益地内にある必要。
日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金(資源向上支払)	地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援	農地周りの水路や農道などの施設の軽微な補修や、老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等	対象者：農業者等で構成される組織 交付率：定額	500億円の 内数	①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地
新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	就農後の経営発展のため、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援	機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等	対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 国費上限額：500万円 (経営開始資金の対象者は250万円)	104億円の 内数	—
新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付	—	対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者 交付額：13.75万円/月(165万円/年) 交付期間：最長3年		